

掛川市市民総合災害補償基準を次のように定める。

令和3年4月1日

掛川市長 松井三郎

掛川市市民総合災害補償基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が主催又は共催する文化活動その他の行事（以下「市主催行事」という。）に参加中の者が、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）により被災した場合の補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(補償の対象及び補償金額)

第2条 市長は、市主催行事に参加中の者が事故に起因して、身体に傷害（身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を除く。）を被り、その直接の結果として次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該参加者（以下「被災者」という。）又はその者の相続人に対し、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める金額により、補償金を支給するものとする。

(1) 死亡した場合

(2) 後遺障害（身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。）を生じた場合

(3) 入院した場合

(4) 通院した場合

(補償金を支給しない場合)

第3条 市長は、次に掲げる事由により、被災者が前条各号のいずれかに該当するに至った場合においては、補償金を支給しないものとする。

(1) 被災者又は死亡補償金を受け取るべき者の故意又は重大な過失

(2) 被災者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

- (3) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失
 - (4) 被災者の妊娠、出産、早産又は流産
 - (5) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的的事故によるものである場合は、この限りでない。
 - (6) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
 - (7) 地震、噴火又は津波
 - (8) 核燃料物質（使用済燃料を含む。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
 - (9) 前号に定めるもの以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (10) スポーツを職業又は職務とする者が、職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
 - (11) 医学的所見のない頸部症候群又は腰痛
- （適用除外）

第4条 この基準は、次の各号のいずれかに該当する者には適用しない。

- (1) 市の業務に従事中の職員（市長が市の公務遂行のため委嘱した者であって公務災害補償又はこれに準ずる補償を受けるものを含む。）
 - (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体で高等学校、高等専門学校、大学（短期大学を含む。）の学生若しくは生徒又は官公署、民間企業等の社会人により構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体の管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員
- （損害賠償の免責）

第5条 市は、この基準による補償を行った場合においては、同一の事由については、其の価格の限度において民法（明治29年法律第89号）又は国家賠償法（昭和22年法律第125号）による損害賠償の責めを免れるものとする。

（準用規定）

第6条 この基準に定めのない事項については、全国市長会市民総合賠償補償保険契約特約書、賠償責任保険普通保険約款、地方自治体特約条項、地方独立行政法人に関する追加事項、指定管理者に関する追加事項、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約条項、施設災害補償特約条項並びに入院医療補償金及び通院医療補償保険金の支払いに関する特約条項の規定を準用する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	金 額	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	20万円以上500万円以下の範囲内において市長が定める額	
入院給付金	入院日数 1 日以上 5 日以下	10,000円
	入院日数 6 日以上15日以下	30,000円
	入院日数16日以上30日以下	60,000円
	入院日数31日以上60日以下	90,000円
	入院日数61日以上90日以下	120,000円
	入院日数91日以上	150,000円
通院給付金	通院日数 1 日以上 5 日以下	5,000円
	通院日数 6 日以上15日以下	10,000円
	通院日数16日以上30日以下	30,000円
	通院日数31日以上60日以下	45,000円
	通院日数61日以上	60,000円